

練馬区議会議員(無所属)

# かとうき桜子 区政レポート



2016年2月号

(議会報告通号 Vol.93)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102  
電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158  
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>  
メール [sakurako\\_happy\\_society@yahoo.co.jp](mailto:sakurako_happy_society@yahoo.co.jp)



メールマガジン発行中!

## 練馬区議会第一回定例会は2月5日～3月11日の予定

今年最初の定例会では、かとうき桜子が一般質問を行ないます。一般質問は本会議で区政についてどんなことでも質問できる機会です。練馬区議会では正副議長、監査委員をする議員を除いた46名の議員が年に1度ずつ順番に行ないます。質問時間は25分。

また、この定例会では、練馬区の来年度の予算についても審査をする予定です。質問時間の日程や時間帯など詳細が決まりましたら、かとうき桜子のブログに掲載いたします。議会は平日の日中ですが、もしお時間にご都合がございましたらぜひ傍聴にいらして下さい!

本会議の様子は練馬区議会のホームページで動画配信もされます。

ブログ: <http://ameblo.jp/sakurako-nerima/>

Facebook: <https://www.facebook.com/sakurako.katogi.nerima/>

ツイッター: [https://twitter.com/sakurako\\_katogi](https://twitter.com/sakurako_katogi)



ブログのQRコード

## 年末年始の炊き出し/安保法制廃止を求める



2016年1月1日、炊き出しの準備中

★年末年始は、各地で路上生活の人を対象とした「炊き出し」が行なわれます。日雇いで日々の労働で収入を得て、その日の食事や寝る場所の確保をしている人の場合は、お正月休みで仕事がない時期には収入がなく食住に困ってしまいますし、働けない事情があつて路上生活をしている人もいます。寒くて体調が悪くなったり生活について相談したいと思つても役所もお休みです。そこで、年末年始の生活を支えるために各地でボランティア団体が活動しています。温かい食事の提供のほか、医療相談、生活相談などが実施されています。

私も数年来、お手伝いに出かけているのですが、今回は1月1日、夫も一緒に、池袋で実施される炊き出しの調理の準備と配食のボランティアをしました。今年のお正月は比較的暖かでしたが、それでも1日外で作業をしていると、体が芯まで冷え切つて疲労しました。たった1日でもそうなのですから、長期間、路上で生活をせざるを得ない人はどんなに心身に負担を感じているだろうかと思つています。寒さに加え、襲撃をされる危険もある生活です。

路上生活をする人のことを、「働かずには生きていく」と言う人がいますが、路上で生活するのは決して楽ではありません。それでも路上で生活するのは、不慮の事故や病気や加齢でそれまでやっていた肉体労働ができなくなつてしまつたり、そういうときに利用できる社会保障の情報を持っていないなど、事情があるのだという想像力を働かせることが大切だと思つています。

私が炊き出しのできる作業は小さなことではあると思いますが、「当事者と一緒にいる」という活動を大切に、その経験を原動力に議会活動も進めていきたいと考えています。

★昨春秋に成立した安全保障関連法。日本が直接攻撃されていなくても「日本を守るため」という名目で、戦争に参加できるようにするための法整備であると捉えています。関連法が成立しても諦めずに声を上げ、国の動きをチェックしていきたいと考えています。関連法が成立する前、国会前で声を上げる行動を呼びかけていた「戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会」が、4月25日までを目標に法廃止を求める署名集めをしています。かとうき桜子・市民ふくしフォーラムとしても署名を集め、届けたいと考えておりますので、ぜひご協力ください。

二〇一六年二月

かとうき 桜子

## 宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害や地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設商店街・南町紫市場の応援をしています。

2011年12月の商店街開設時からカンパを続けており、2016年1月9日まで累計で135万2770円をお送りしました。仮設から本設に移行するまではカンパを続けたいと考えております。ぜひ引き続きのご協力をお願いします!

[振り込み用紙による振り込み]

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

[銀行振り込み: ゆうちょ銀行からは手数料無料です]

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたはFAXにてお知らせください。)

メール [sakurako\\_happy\\_society@yahoo.co.jp](mailto:sakurako_happy_society@yahoo.co.jp) FAX 03-3978-4158)

## 駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時～8時30分頃)に配布しています。

● 毎週月曜日: 大泉学園駅北口

(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、新しくできたビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)

● 月2回、火曜日: 大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)

● 水曜または木曜のうち月3回: 保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)

● 月2回、金曜日: 石神井公園駅北口(駅正面と高架下)

## かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



# マイナンバーのカードを活用した証明書のコンビニ交付

練馬区議会第四回定例会（11月27日～12月11日開催）では、マイナンバー制度に関連した議案もあり、賛否が分かれました。希望者が作成する「個人番号カード」を用いて、コンビニエンスストアで住民票などの証明書を交付できるようにするというものです。今回のレポートでは、その課題についてご紹介します。

## 住民票などをコンビニで交付

12月の議会では、「証明書のコンビニ交付」に関する議案がありました。

練馬区では2016年4月4日から、マイナンバー制度の「個人番号カード」を用いてコンビニエンスストアで①住民票の写し、②印鑑登録証明書、③住民税の課税・非課税・納税証明書、④戸籍の謄抄本、の4種類を交付することとし、その一方で今まで出張所などに設置していた「自動交付機※1」を2017年6月いっぱいまで廃止する方針を出しています。そのため今回、「印鑑条例」「住民基本台帳カードの利用に関する条例」「事務手数料条例」「戸籍法の事務に係る手数料に関する条例」を一部改正するというのが議案の趣旨でした。

コンビニ交付は、コンビニにあるマルチコピー機に個人番号カードをかざすなどして、暗証番号を入力することで証明書が取れるようになるというものです。

私は、「コンビニ交付は、個人情報の適正な管理をし、悪用を防止するという観点で課題が大きい」と考えたため、反対をしました。

## 反対した理由① マイナンバー制度そのものが抱える個人情報保護の課題

マイナンバー制度に関連する個人情報は、法律や条例であらかじめ利用の範囲を定め、「特定個人情報保護評価書※2」を作成し公表する



本会議場での発言の様子（区議会ホームページの動画より）

など利用の手続きも明確にしたり、万一、情報漏洩が起った場合の罰則を強化するなど、法制度的な対策を取っていると説明されています。

しかし、今まで国や自治体、民間企業で起こってしまった情報流出・漏洩の事件を振り返ると、基本的なケアがミスで起こる、あるいははじめから関わる人が悪意を持って情報を漏洩しようとしたために起こるといったケースが多く、こうした事例はどんなに法制度を整えても物理的には起こり得ることです。たとえ強固なシステムを作っても、最終的には人の手によって管理されるために漏洩は完全には避けられないという限界があります。

## 反対した理由② 個人情報悪用の事件が起って いることをふまえ、慎重な対応が 求められる

個人情報保護の意識が高まっている中で、その裏では「個人情報を買収する価値が上がってしまう」という問題も起っています。過去には、窓口で住民票や戸籍を悪用するために不正に取得する事件が起っています。

2011年11月、司法書士の資格を持った人がその資格を悪用して約2万枚の「職務上請求用紙※3」を偽造し、全国各地で戸籍謄本などを不正に取得し、探偵の会社に売却したということで逮捕された事件がありました。練馬区でも34件の被害が起っています。その際、練馬区は再発防止策として「本人確認および請求事由確認を徹底する」と答えています。しかし、マルチコピー機を用いるコンビニ交付ではこうした対応はできません。

区民生活委員会において区の担当者は、「今まで住民票等は出張所などに設置された自動交付機でも発行してきた。自動交付機の利用の際にも請求事由をたずねるということはなかったけれども、カードと暗証番号を持つことで本人であるかみなしてきた。コンビニのマルチコピー機での交付も同じように解釈できる。戸籍の謄抄本を機械で取れるようにするのは今回が初めてだけれど、これも従来の自動交付機における証明書発行と同様に考えている」という趣旨の説明をしました。

しかし、特に戸籍の情報は現在の本人の情報だけでなく、「いつどこで誰のこともとして生まれたのか」など、親族や出身地に関する情報も記載されているきわめて重大な個人情報です。だからこそ練馬区では今までは機械では取ることはできず、窓口で職員によるチェックを経なければ

交付できないという対応をしてきたはずで、過去に不正取得事件が起っていることもふまえ、簡単に情報が取得できてしまうリスクを導入すべきではないと考えます。

そして、個人情報はひとたび漏洩してしまったら、完全に取り返すのは難しいものです。紙媒体を回収してもデータ化されて流出していればその情報を回収するのは困難です。そのため、情報漏洩を防ぐためには、個人情報を取り扱う場面は極力限定的にするべきです。

## 反対した理由③ すでにマイナンバー関連の詐欺が起っている状況にある

この議案が審査された12月、マイナンバー制度は郵送による通知カードの交付が行なわれている段階でしたが、すでに「マイナンバーを利用するにはお金がかかるので支払って下さい」といった詐欺事件が起っていました。さらにその後には、郵便局職員を装って通知カードが詐取される事件も報じられています。

今後さらに番号の悪用や個人番号カードの悪用を目的とした詐欺が起こる可能性は十分に考えられます。巧みな言葉による詐欺によって、個人番号カードと暗証番号が取られ、そこから個人情報が流出する危険性も考えられます。

以上の理由から、練馬区での証明書のコンビニ交付には反対しました。しかし、議会として賛成多数で可決される結果になりましたので、現状では予定通り4月から実施することになると考えられます。

個人番号カードの作成は希望者のみの任意のもので、個人個人で対応できることとして、すぐにカードを作成せず、少なくとも当面、マイナンバー制度の進み方と課題について推移を見守った上で、個人番号カードを作るかどうか、ご判断いただくほうが良いのではないかと思います。

※1 自動交付機

暗証番号の設定など事前に手続きを経ることで、印鑑登録証か自動交付機専用カード、住民基本台帳カードのいずれかを用いて、①住民票の写し、②印鑑登録証明書、③住民税の課税・非課税証明書、を取ることで機械。現在、区民事務所、出張所、練馬駅2階、中村橋駅南口、江古田駅南口、石神井公園区民交流センターに設置されている。

※2 特定個人情報保護評価書  
マイナンバーと個人情報を取り扱う際のリスクを分析し、リスク軽減のための適切な措置を講じることを宣言する文書。

※3 職務上請求用紙

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士は「特定事務受任者」と呼ぶ。特定事務受任者は、職権で住民票等の証明書を取得することができる。その際用いる請求用紙が